

新規上場申請のための四半期報告書

(第10期第2四半期)

自2022年4月1日

至2022年6月30日

monoAI technology株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(5) 大株主の状況	9
(6) 議決権の状況	9
2 役員の状況	10
第4 経理の状況	11
1 四半期連結財務諸表	12
(1) 四半期連結貸借対照表	12
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	14
四半期連結損益計算書	14
第2 四半期連結累計期間	14
四半期連結包括利益計算書	15
第2 四半期連結累計期間	15
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	16
2 その他	20
第二部 提出会社の保証会社等の情報	21

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2022年11月15日
【四半期会計期間】	第10期第2四半期（自2022年4月1日 至2022年6月30日）
【会社名】	monoAI technology株式会社
【英訳名】	monoAI technology Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 本城 嘉太郎
【本店の所在の場所】	兵庫県神戸市中央区三宮町一丁目8番1号 さんプラザ3階34号室
【電話番号】	078-335-6230（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート部 部長 美濃 裕司
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿1丁目9番2号
【電話番号】	03-6273-2753（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート部 部長 美濃 裕司

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第10期 第2四半期 連結累計期間	第9期
会計期間		自2022年1月1日 至2022年6月30日	自2021年1月1日 至2021年12月31日
売上高	(千円)	672,133	1,291,305
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	17,729	△174,526
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益又は純損失 (△)	(千円)	13,625	△181,650
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	13,625	△181,650
純資産額	(千円)	474,087	309,783
総資産額	(千円)	891,107	976,741
1株当たり四半期(当期)純利益 又は純損失(△)	(円)	1.58	△25.40
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	53.2	31.7
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	△258,064	△114,590
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	△27,756	△12,458
財務活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	139,760	843,277
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高	(千円)	641,312	787,374

回次		第10期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自2022年4月1日 至2022年6月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	1.33

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第2四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 当社は、第9期第2四半期累計期間については、四半期連結財務諸表を作成していないため、第9期第2四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 当社は、2022年8月16日開催の臨時取締役会決議により、2022年8月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益又は純損失を算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクのついての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第2四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期連結累計期間との比較分析は行っておりません。（以下「(2) キャッシュ・フローの状況」においても同じ。）

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、先行きは不透明な状況が続いている一方で、多くの企業は多様な働き方と新たな価値の創造を両立することが求められております。

このような経済環境の中、当社グループは、新型コロナウイルスの影響による社会変革の加速を予見し、2020年7月に仮想空間共有技術プラットフォーム「XR CLOUD」をリリースいたしました。

当社の提供する「XR CLOUD」は、仮想空間におけるイベントや展示会など様々なシーンにおいて、順調に実績を積み重ねております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の当社グループの経営成績は、売上高672,133千円、営業利益15,499千円、経常利益17,729千円、親会社株主に帰属する当期純利益13,625千円となりました。

なお、当社は、XR事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(資産)

当第2四半期連結会計期間末の総資産は891,107千円（前連結会計年度末比85,634千円減）となりました。

流動資産は826,618千円（前連結会計年度末比88,993千円減）となりました。主な減少要因は、「現金及び預金」が146,061千円減少したことによるものであります。

固定資産は64,489千円（前連結会計年度末比3,359千円増）となりました。主な増加要因は、「ソフトウェア」が14,048千円増加したことによるものであります。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は417,020千円（前連結会計年度末比249,937千円減）となりました。

流動負債は227,923千円（前連結会計年度末比231,789千円減）となりました。主な減少要因は、「未払消費税等」が54,466千円減少したことによるものであります。

固定負債は189,096千円（前連結会計年度末比18,148千円減）となりました。主な増加要因としては「資産除去債務」が16,892千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は474,087千円（前連結会計年度末比164,303千円増）となりました。主な増加要因は、「資本金」および「資本剰余金」がそれぞれ75,000千円増加したことによるものであります。

企業の安定性を示す自己資本比率は、当第2四半期連結会計期間末は53.2%であります。また、支払い能力を示す流動比率は、当第2四半期連結会計期間末は362.67%となっております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における「現金及び現金同等物の期末残高」は、641,312千円となりました。これは、営業活動によるキャッシュ・フロー258,064千円の支出に対し、投資活動によるキャッシュ・フロー27,756千円の支出と財務活動によるキャッシュ・フロー139,760千円の収入によるものです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、258,064千円の支出となりました。これは売上債権の増加額75,149千円、未払費用の減少136,465千円等を主な理由とするものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の無形固定資産取得による支出17,233千円、有形固定資産取得による支出8,133千円があり、27,756千円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、主に株式の発行による収入150,000千円により、139,760千円の収入となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループの研究開発活動の金額は、45,352千円であります。なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	34,892,880
計	34,892,880

(注) 2022年8月16日開催の臨時株主総会決議により2022年8月31日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は33,892,880株増加し、34,892,880株となっております。

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年11月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	436,161	8,723,220	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	436,161	8,723,220	—	—

(注) 1. 2022年8月16日開催の臨時取締役会決議により、2022年8月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は8,287,059株増加し、8,723,220株となっております。

(注) 2. 2022年8月30日開催の臨時株主総会決議により2022年8月31日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2022年5月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個) ※	17,400
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式17,400 [348,000] (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個あたり金10,000 [500] (注) 1, 2, 5
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年5月31日 至 2032年5月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 10,000 [500] 資本組入額 5,000 [250] (注) 5
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 新株予約権証券の発行時(2022年5月31日)における内容を記載しております。付与日から提出日の前月末現在(2022年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については付与日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)

は、当初金10,000円とする。

- (注) 2. 当社が、本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

- (注) 3. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は子会社の取締役等の役員若しくは使用人又は当社と業務委託契約等を締結している外部協力者である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員若しくは使用人又は当社と業務委託契約を締結している外部協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役の過半数が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社取締役の過半数が別段の取扱いについて賛成した場合にはこの限りではない。
 - 1 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - 2 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)
 - 3 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - 4 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 5 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - 6 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあつた場合又は自らこれを申し立てた場合
 - 7 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - 8 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- (4) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (5) 本新株予約権の割当日以降2025年5月30日までの期間において次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権者は本新株予約権を行使することはできない。
 - ①行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行が行われた場合
 - ②本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、行使価額を下回る価格を対価とする売買が行われたとき。
 - ③本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合で、当該金融商品取引所におけるいずれかの30連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値が行使価額を下回る価格となったとき

- (6) 2025年5月31日以降権利行使期間の満了日までの期間において直前年度の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高が一度でも11億円を下回った場合には、本新株予約権者は本新株予約権を行使することはできない。
- (7) 本新株予約権者が行使できる新株予約権の個数の上限は、以下の①から④に掲げる時期に応じて以下のとおりとする。
- ① 当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合
割当てられた本新株予約権の個数の1/4を上限とする。
 - ② 当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されてから1年後まで
割当てられた本新株予約権の個数の2/4を上限とする。
 - ③ 当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されてから2年後まで
割当てられた本新株予約権の個数の3/4を上限とする。
 - ④ 当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されてから3年後まで
割当てられた本新株予約権の個数の4/4を上限とする。

(注) 4. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当社は、本新株予約権者に対し、組織再編行為の効力発生日に、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の本新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる新株の種類、内容及び数」に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
2023年5月31日から2032年5月30日まで（但し、2032年5月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
(注) 3. 「本新株予約権の行使の条件」を参照
- (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

1. 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社が決定した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役の過半数をもって決定（当社が取締役会設置会社である場合は「当社取締役会が決議」と読み替える。）した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。

2. 当社は、本新株予約権者が上記「本新株予約権の行使の条件」に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

3. 当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(注) 5. 当社は、2022年8月16日開催の取締役会決議により、2022年8月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2022年5月31日 (注) 1.	5,000	436,161	25,000	149,000	25,000	792,270
2022年8月31日 (注) 2.	8,287,059	8,723,220	-	149,000	-	792,270

(注) 1. 有償第三者割当 5,000株

発行価格 10,000円

資本組入額 5,000円

主な割当先 阪急阪神イノベーションパートナーズ投資事業有限責任組合

2. 株式分割(1:20)によるものであります。

(5) 【大株主の状況】

2022年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
本城 嘉太郎	兵庫県神戸市	125,200	28.70
株式会社ロータス	埼玉県蓮田市西城2-18-1	62,500	14.33
株式会社ベリサーブ	東京都千代田区神田三崎町3-1-16 神保町 北東急ビル9階	51,334	11.77
銭 鍬	東京都渋谷区	33,667	7.72
GMCM VENTURES PTE. LTD.	150 CECIL STREET #10-06 SINGAPORE (069543)	33,000	7.57
株式会社イグニス	東京都渋谷区恵比寿1-19-19	27,251	6.25
中嶋 謙互	富山県富山市	20,000	4.59
森川 幸人	東京都新宿区	19,500	4.47
成澤 理恵	東京都武蔵野市	19,500	4.47
ソニーグループ株式会社	東京都港区港南一丁目7番1号	10,000	2.29
計	—	401,952	92.15

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 436,161	436,161	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	436,161	—	—
総株主の議決権	—	436,161	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、かがやき監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	787,374	641,312
売掛金	95,047	—
売掛金及び契約資産	—	170,196
仕掛品	2,968	356
その他	30,221	14,752
流動資産合計	915,611	826,618
固定資産		
有形固定資産	39,726	20,630
無形固定資産		
ソフトウェア	430	14,479
ソフトウェア仮勘定	—	6,156
無形固定資産合計	430	20,636
投資その他の資産	20,973	23,223
固定資産合計	61,130	64,489
資産合計	976,741	891,107
負債の部		
流動負債		
買掛金	25,464	23,531
1年内返済予定の長期借入金	95,502	81,981
未払法人税等	4,952	8,622
未払消費税等	73,125	18,659
その他	260,668	95,129
流動負債合計	459,713	227,923
固定負債		
長期借入金	169,714	172,690
資産除去債務	30,965	14,073
その他	6,564	2,332
固定負債合計	207,244	189,096
負債合計	666,958	417,020

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	74,000	149,000
資本剰余金	1,375,770	1,450,770
利益剰余金	△1,140,051	△1,126,426
株主資本合計	309,718	473,343
新株予約権	64	743
純資産合計	309,783	474,087
負債純資産合計	976,741	891,107

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自2022年1月1日 至2022年6月30日)
売上高	672,133
売上原価	377,338
売上総利益	294,794
販売費及び一般管理費	※279,295
営業利益	15,499
営業外収益	
受取利息	2
受取家賃	1,053
補助金収入	2,693
その他	573
営業外収益合計	4,322
営業外費用	
支払利息	1,559
為替差損益	533
営業外費用合計	2,093
経常利益	17,729
特別利益	
資産除去債務戻入益	16,918
特別利益合計	16,918
特別損失	
減損損失	20,865
特別損失合計	20,865
税金等調整前四半期純利益	13,782
法人税、住民税及び事業税	3,835
法人税等調整額	△3,677
法人税等合計	157
四半期純利益	13,625
非支配株主に帰属する四半期純利益	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	13,625

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自2022年1月1日 至2022年6月30日)
四半期純利益	13,625
四半期包括利益	13,625
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	13,625
非支配株主に係る四半期包括利益	—

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自 2022年1月1日
至 2022年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	13,782
減損損失	20,865
資産除去債務戻入益	△16,918
減価償却費	6,918
受取利息及び受取配当金	△2
支払利息	1,559
売上債権の増減額 (△は増加)	△75,149
棚卸資産の増減額 (△は増加)	2,611
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,933
未払金の増減額 (△は減少)	△1,764
未払費用の増減額 (△は減少)	△136,465
預り金の増減額 (△は減少)	△35,875
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△54,466
その他	22,351
小計	△254,485
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△1,596
法人税等の支払額	△4,953
法人税等の還付額	2,968
営業活動によるキャッシュ・フロー	△258,064
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△8,133
無形固定資産の取得による支出	△17,233
敷金及び保証金の差入による支出	△2,400
出資金の回収による収入	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△27,756
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	150,000
長期借入金の借入による収入	188,000
長期借入金の返済による支出	△198,545
リース債務の返済による支出	△373
新株予約権発行による収入	678
財務活動によるキャッシュ・フロー	139,760
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△146,061
現金及び現金同等物の期首残高	787,374
現金及び現金同等物の四半期末残高	※641,312

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来、完成基準を採用していましたが、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、予算に対する実際原価の割合(インプット法)によっております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は、89,770千円、売上原価は33,222千円それぞれ増加し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ56,547千円増加しております。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、第1四半期連結会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が世界経済に及ぼす影響に対する懸念があり、景気の先行きは不透明な状況で推移すると予想されております。

このような状況の中、当社ではリモートワークの推進やクラウドサービスの活用を行っており、当社の事業の推進に与える影響は限定的であると考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は不確定要素が多く、今後さらに長期化または深刻化した場合には、第3四半期連結会計期間以降の会計上の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自2022年1月1日 至2022年6月30日)
従業員給料及び手当	69,859千円
研究開発費	45,352千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自2022年1月1日 至2022年6月30日)
現金及び預金勘定	641,312千円
現金及び現金同等物	641,312千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間（自2022年1月1日 至2022年6月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

2022年1月21日開催の当社取締役会において、ソニーグループ株式会社に対する第三者割当による新株式の発行を決議し、2022年1月28日付で払込が完了しております。

これにより、資本金及び資本準備金がそれぞれ50,000千円増加しております。

また、2022年4月22日開催の当社取締役会において、阪急阪神イノベーションパートナーズ投資事業有限責任組合に対する第三者割当による新株式の発行を決議し、2022年5月31日付で払込が完了しております。

これにより、資本金及び資本準備金がそれぞれ25,000千円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間（自2022年1月1日 至2022年6月30日）

当社グループはXR事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社グループは、XR事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
メタバースサービス	513,939
XRイベントサービス	55,192
XR周辺サービス	103,002
顧客との契約から生じる収益	672,133
外部顧客への売上高	672,133

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自2022年1月1日 至2022年6月30日)
1株当たり四半期純利益	1円58銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	13,625
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	13,625
普通株式の期中平均株式数(株)	8,607,198
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため記載しておりません。
2. 当社は、2022年8月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2022年8月16日開催の臨時取締役会決議に基づき、2022年8月31日をもって株式分割を行っております。また、2022年8月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたします。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

2022年8月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき20株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	436,161株
今回の株式分割により増加する株式数	8,287,059株
株式分割後の発行済株式数	8,723,220株
株式分割後の発行可能株式数	34,892,880株

③ 株式分割の効力発生日

2022年8月31日

④ 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株数を100株といたしました。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月8日

monoAItechnology 株式会社

取締役会 御中

かがやき監査法人

大阪事務所

指 定 社 員

公認会計士

深井大督

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

公認会計士

森本琢磨

業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているmonoAItechnology株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、monoAItechnology株式会社及び連結子会社の2022年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成

することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上